



後期高齢者医療の被保険者証 (保険証)が新しくなります

今までのお使いいただいた後期高齢者医療の「保険証」が新しくなります。北秋田市では、7月末頃、加入者の皆様に送付いたします。申請手続きの必要はありません。8月1日以降は、必ず新しい保険証を医療機関に提示してください。また、保険証は、被保険者の所得に応じて、自己負担割合が1割の方と3割の方がおりますので、ご確認ください。

現在、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方へ

平成20年中の所得で、世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方は、入院時の食事代と1か月の医療費自己負担限度額が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。現在、交付を受けている方で、引き続き世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方については、8月1日から有効となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険証と一緒に送付いたします。送付された方は、以前の証を使用しないでください。

住民税非課税の世帯であっても、以前に交付を受けていない方については送付されません。交付を受けたい方は、窓口で申請してくださいようお願いいたします。

後期高齢者医療の保険料
決定通知が7月中旬に届きます

平成20年中の所得に応じて確定した後期高齢者医療の保険料をお知らせする通知書が、加入者の皆様に送付されます。保険料は、特別徴収(年金からの徴収)と普通徴収(口座振替または納付書による徴収)による方がおりますので、ご確認ください。

特別徴収(年金からの徴収)となっている方は、口座振替に変更できません

後期高齢者医療の保険料は、原則として年金から納めていただくことになっていきますが、窓口で申請することで、特別徴収(年金からの徴収)から口座振替に変更することができます。変更により、世帯全体の所得税や住民税が減額となる場合があります。詳しくは、下記の問い合わせ先までご相談ください。

◎お問い合わせ
総合 口課 (国保年金班)
☎62-1118

《今までお使いの保険証》
(有効期限)
平成21年7月31日まで
<注意>
8月1日以降は、使用できません

《新しい保険証》
(有効期限) ※1年間
平成21年8月1日から
平成22年7月31日まで
※7月末にご自宅へ送付されます

世帯主及び被保険者の総所得金額 が下記基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額
基礎控除額 (330,000円)	7割→8.5割	5,700円
被保険者全員の年金収入80万円以下で、その他各所得がない	9割	3,800円
基礎控除額(330,000円)+245,000円×被保険者の数 (世帯主である被保険者を除く)	5割	19,200円
基礎控除額(330,000円)+350,000円×被保険者の数	2割	30,700円

軽減が拡大されました

保険料の軽減措置が
変わりました

●均等割額の軽減
所得の低い世帯の方は、世帯主及び被保険者の所得に応じて、保険料の均等割額が軽減されます。世帯主及び被保険者の総所得が33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の方(その他各所得がない方)は、均等割額が9割軽減されます。また、7割軽減に該当する方を8・5割軽減とする措置が、平成21年度も継続されることになりました。

●所得割額の軽減
被保険者本人の総所得金額等(基礎控除後)に応じて、所得割額が軽減されます。

被保険者本人の総所得金額等 (年金収入のみの場合は、 153万円～211万円以下)	軽減割合
58万円以下	5割

保険証の詐取に
注意してください

他県において、広域連合や市町村職員になりすまし、保険証をだまし取るという事件が発生しています。手口は、「保険証の更新時期なので、古い保険証を回収に来ました。新しい保険証は後日郵送します」と説明し、だまし取るというものです。だまし取られた保険証は、身分証明書として悪用される場合がありますので、十分にご注意ください。

- 新しい保険証は、7月下旬に発送予定です。
- 職員が直接訪問し、古い保険証を回収するようなことはありません
- もし不審な訪問を受けた場合は、絶対にその場で保険証は渡さず、お問い合わせ先へご連絡ください。



後期高齢者医療加入前に、次の保険の被扶養者であった方については 保険料の軽減措置があります。



- ◆健康保険(全国健康保険協会の健康保険 ※平成20年9月までは社会保険事務所の所管)
- ◆健康保険組合(企業又は団体で作る健康保険)
- ◆共済組合(公務員等が加入する健康保険)

<注意>

国民健康保険(国保)と国民健康保険組合(国保組合)に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。
◆新たに保険料を負担することになる社会保険等の被扶養者であった方は、制度への加入時から2年間均等割額が5割軽減され、所得割額は課されません。
→ 特例措置により、平成21年4月から平成22年3月分までの保険料については、均等割額が9割軽減されます。軽減を受けるために、申請の必要はありません。

第59回社会を明るくする運動

運動の一環として市民集会・街頭パレードを行います。

- ◆日時 7月17日(金)15時～
- ◆場所 市文化会館前駐車場
- ※雨天の場合は市民集会のみ

「社会を明るくする運動」 名称募集

来年度「社会を明るくする運動」60周年を迎えるにあたり、運動の主旨を分かりやすく表した新たな運動名称を募集します。

◎お問い合わせ
福祉課地域福祉班
☎62-1113

福祉医療受給者証が更新になります

昨年度より福祉医療費受給者証(マルフクカード)の更新が郵送になりました。更新が必要な方には、7月末までに新しい受給者証(有効期限:平成22年7月31日)を世帯ごとにお送りしますので、枚数と内容をご確認のうえご利用ください。古い受給者証については有効期限(平成21年7月31日)が過ぎましたら必ず破棄して下さるようお願いいたします。

なお、市で所得確認が出来ない場合(転入、未申告等)は、総合窓口課及び各総合窓口センター市民班へ所得証明を提出してください。対象の方には別途通知書をお送りします。

※加入されている健康保険(社保、共済、国保など)が変わった時は、必ず総合窓口課にご連絡下さい。

◆お問い合わせ 総合窓口課国保年金班 ☎62-1118

軽減措置前

平成21年4月～平成22年3月分
(平成21年度保険料)

均等割額 38,426円



9割軽減措置後

平成21年4月～平成22年3月分
(平成21年度保険料)

均等割額 3,800円